

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 福島県選挙管理委員会

- 政治団体設立の届出があった件
- 政治団体の届出事項の異動の届出があった件
- 政治団体の解散の届出があった件
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件
- 政治団体の収支報告書の要旨を告示する件
- 審査の申立てについて裁決した件二件

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。

令和五年十二月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

#### その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大高佐代美後援会	清野 雅典	五十嵐 牧子	耶麻郡猪苗代町字新堀向七-八六一	令和五年一月一九日
新地町保守党	星 勝彦	星 亘	相馬郡新地町大字真弓字	令和五年一月

ふじわら正後援会	長谷川 由紀	高橋 富雄	伊達郡川俣町飯坂字八幡八-二	令和五年一月三二日
			閏崎七〇	二月四日

#### 福島県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和五年十二月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

#### 一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容	異動年月日
自由民主党福島県支部連合会	亀岡 偉民	代表者の氏名	新 亀岡 偉民 旧 根本 匠	令和五年一月二二日
		会計責任者の氏名	新 矢吹 貢一 旧 西山 尚利	令和五年一月二二日

#### 二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容	異動年月日
佐藤まさたか後援会	落合 良二	主たる事務所の所在地	新 本宮市荒井字三本松六 旧 本宮市本宮字中條四八-一	令和五年一月二五日
日本臨床検査技師連盟福島県支部	高田 直樹	主たる事務所の所在地	新 会津若松市門田町中野屋敷三九-二 旧 いわき市小島町二-一五	令和五年一月六日

未来創造研究会	水野 さち子	主たる事務所の所在地	会津若松市大塚二一七―一八	会津若松市東栄町四一七	令和五年八月一日
福島県税理士政治連盟いわき支部	百澤 重人	主たる事務所の所在地	いわき市小島町二一―九一―一五	いわき市中台飯野四一―二四	令和五年九月二日
蛭田やすあき後援会	根本 信雄	主たる事務所の所在地	西白河郡矢吹町中町二一九	西白河郡矢吹町八幡町二六五	令和五年一月二六日
馬場ゆうきともにも歩む会	馬場 雄基	主たる事務所の所在地	郡山市虎丸町六一―一八	郡山市八山田五―二一四	令和五年一月二七日
長谷川貴士後援会	長谷川 貴士	会計責任者の氏名	葛城 博徳	伊藤 誠	令和五年一月一七日
		代表者の氏名	高田 直樹	柴田 昭浩	令和五年一月六日

福島県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和五年十二月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
片平秀雄後援会	佐藤 日出夫	令和五年一月二八日
渡辺みのる後援会	渡辺 実	令和五年一月一五日

福島県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和五年十二月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称		異動事項	内容		異動年月日
	新	旧		新	旧	
馬場 雄基	馬場ゆうきともにも歩む会	郡山市虎丸町六一―一八	郡山市八山田五―二一四	四		令和五年一月二七日

福島県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により提出された政治団体の令和五年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。

令和五年十二月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博





〔令和5年分：解散・その他の政治団体〕

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額		収入の内訳（※印は、内訳明細を別に記載してあるもの）														
		収入総額	支出総額	前年繰越額	党費・会費		寄附							事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入	
					金額	員数	個人	（うち、特定寄附）	法人その他の団体	政治団体	小計（ア）	（うち、せよもの）	政匿寄附（イ）					党名附（イ）
片平秀雄会	5.10.31	(円) 151,725	(円) 151,725	(円) 88,725	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円) ※ 63,000	(円)	(円)	(円)
渡辺みづる会	5.11.21	215,050	215,050				215,050				215,050			215,050				

令和5年分  
その他の政治団体  
事業収入の内訳

政治団体の名称	事業の種類	金額（円）
片平秀雄後援会	役員懇親会	31,000
	役員懇親会	32,000

**福島県選挙管理委員会告示第九十九号**

令和五年六月二十五日執行の西会津町議会議員一般選挙における当選の効力に関し、福島県耶麻郡西会津町野沢字上原乙二千四百四十二番地板垣富士雄から提起された審査の申立てについて、令和五年十二月十五日、次のとおり裁決した。  
令和五年十二月二十二日

福島県選挙管理委員会  
委員長 遠藤 俊博

裁 決 書

福島県耶麻郡西会津町野沢字上原乙二千四百四十二番地

審査申立人 板垣 富士雄

右記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和五年九月十一日付けで提起された同年六月二十五日執行の西会津町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、福島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを却下する。

審査の申立ての要旨

申立人は当選人であるとの決定を求める。

裁決の理由

本件審査の申立ては記載漏れがあり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十六條第二項の規定により準用する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二十三條の規定により、令和五年十月二十五日を期限として補正命令を行ったが、申立人の補正書は同年十月二十六日に当委員会に到着したため、期限までに補正書の提出がなかった。

また、申立人は本件選挙において、公職選挙法第八十六條の四第一項の規定に基づく立候補の届出を行っておらず、このような公職の候補者でない者による自らが当選人であるとの決定を求める審査申立てには法律上の利益がないことが明らかである。

以上のことから、当委員会は、公職選挙法第二百十六條第二項で準用する行政不服審査法第二十四條第一項及び第二項の規定により主文のとおり決定する。

令和五年十二月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

**福島県選挙管理委員会告示第百号**

令和五年七月九日執行の福島市議会議員一般選挙における選挙の効力に関し、福島県福島市森合字的場九番地の二十一齋藤悟から提起された審査の申立てについて、令和五年十二月十五日、次のとおり裁決した。

令和五年十二月二十二日

## 裁 決 書

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県福島市森合字の場九番地の二十一

審査申立人 齋藤 悟

右記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和五年八月三十日付けで提起された同年七月九日執行の福島市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、福島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

## 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における選挙の効力に関し、令和五年七月二十四日をもって福島市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は同年八月十日付けで、この申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行い、原決定書は同日に申立人に直接交付された。

これに対して、申立人は原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、選挙の効力を一部無効とする裁決を求め本件審査の申立てを行った。

審査申立書における主張から、その理由を要約すれば次のとおりである。

申立人は本件選挙に立候補し、得票数が一票に満たない票差により供託金が没収となったが、申立人の母親が入居する施設で適切な対応をしていれば、選挙の結果の一部に影響を及ぼすため、選挙の効力の一部無効を求める。

## 裁決の理由

当委員会は、申立人から提起された本件審査の申立てを適法なものとして認め受理し、市委員会に審査申立書に対する弁明書の提出の機会を付与し、また、申立人に弁明書に対する反論書の提出の機会を付与し、更には申立人に対して口頭意見陳述の機会を付与し、慎重に審理を行った。

## 一 判断基準について

およそ選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「公選法」という。）第二百五条第一項の規定により、選挙の規定に違反することがあり、当該規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」（最高裁判所昭和六十一年二月十八日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所昭和二十九年九月二十四日判決）とされ

ている。

当委員会は、こうした観点から、本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについて検討した。

## 二 当委員会の判断

本件審査の申立ては、申立人の母親が入居する施設で適切な対応をしていれば、得票数が一票増えることを主張するものにとどまり、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定違反には該当せず、また選挙の管理執行の手續上、選挙の自由公正の原則が著しく阻害される場合にも該当しない。

また、申立人の得票数は候補者中最下位の二六八・二六六票であり、当選人の最小得票数との差は一三四八・七三四票であるため、申立人の主張が認められ母親の一票が申立人の得票数に加わつたとしても、選挙の結果すなわち申立人の当落に現実に生じたところと異なつた結果の生ずる可能性はない。

なお、申立人が主張する供託金の没収の有無は、候補者の当落には影響しないため、そもそも公選法第二百五条第一項の「選挙の結果」には該当しない。

以上のことから、申立人が本件選挙の効力を一部無効とする理由は、公選法第二百五条第一項で規定する選挙の規定に違反することがあり、当該規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合には当たらず、申立人の主張には理由がない。

よつて、当委員会は本文のとおり裁決する。

令和五年十二月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博